

貸金庫規定

1. (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

① 公社債券、株券その他の有価証券

② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類

③ 貴金属、宝石その他の貴重品

④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。

(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることができます。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する1月末日までとし、契約満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

(1) 貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年2月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更するがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

5. (貸金庫の開閉等)

(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出した代理人が正鍵を使用して行ってください。

① 扉つきの貸金庫の場合は、直接正鍵で開庫し、使用後は施錠を確認してください。

② 簡易貸金庫の場合は、正鍵上で上蓋を開き、使用後は施錠を確認のうえ引渡してください。

(2) 開庫にあたっては当行所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。

(3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

6. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印影、名称、代表者、代理人、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知、または送付書類を発送した場合には、延着しました到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

7. (印影、鍵の喪失時等の取扱い)

(1) 印影もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときには、直ちにこれに応じてください。

8. (印鑑照合等)

貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用者が健在について当行は確認する義務を負いません。

9. (成年後見制度にかかる届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、(1)及(2)と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに必要な事項を書面によってお届けください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (損害の負担等)

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、質变等の損害についても当行は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

12. (解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 借主が使用料を支払わないととき。

② 借主について相続の開始があったとき。

③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。

④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。

⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき。

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力團

B. 暴力團員

C. 暴力團準構成員

D. 暴力團関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標榜うごろまたは特殊知能暴力集団等

F. その他の前各号に準ずる者

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまして威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落すことができるものとします。

(5) 第1項、第2項または第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もししくは一般に適と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分の困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 用途料、遅延損害金その他の借主が負担すべき費用が支払われないとときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

13. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事項により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めるときは、直ちにこれに応じてください。

14. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し、機械の処置をできるものとします。このために生じた損害については責任を負いません。

15. (譲渡、転貸の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

16. (本規定の変更等)

本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することができます。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。